

○高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成16年 9 月27日規則第31号

改正

平成17年 3 月30日規則第14号

平成17年11月25日規則第20号

平成19年 9 月26日規則第21号

平成28年 3 月30日規則第 5 号

平成29年 3 月23日規則第 8 号

令和元年12月 3 日規則第 3 号

令和元年12月27日規則第13号

令和 4 年12月16日規則第33号

令和 5 年 7 月12日規則第28号

令和 6 年 7 月24日規則第22号

令和 7 年 3 月10日規則第 3 号

高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年高萩市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める者)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第 1 項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第 2 項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合

(4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

(6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染の防止及び生活環境の保全に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

2 前項第9号の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染防止及び生活環境保全に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、認定の可否を決定したときは、土壌汚染防止及び生活環境保全に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定（不認定）通知書（様式第2号）により当該認定申請をした者に通知するものとする。

（条例第3条第2項第3号の規則で定める土地の埋立て等）

第4条 条例第3条第2項第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等

(2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計

画に基づく土地の埋立て等

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等

(4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項の規定による指示措置等として行う土地の埋立て等又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等

(5) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第36条第1項の規定により知事又は県内の市町村の長が定めた除染実施計画に基づく土地の埋立て等

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）

（条例第3条第2項第5号の規則で定める土地の埋立て等）

第5条 条例第3条第2項第5号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

(3) 土砂等のうち、工事に伴って排出される不要となった土砂等以外の土砂等のみで行う土地の埋立て等

(4) 建設工事等のために一時的（30日以内に限る。）に行う土砂等の堆積

(5) 居住の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常管理行為のために行う土地の埋立て等

（事前協議）

第5条の2 条例第7条の2に規定する事前協議（以下「事前協議」という。）は、

次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等事前協議書（様式第3号）
- (2) 事業計画書（様式第4号）
- (3) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (4) 埋立て等区域の計画平面図
- (5) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画書（様式第5号）
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- (8) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明（様式第6号）
- (9) 関係法令手続報告書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、事前協議が終了した場合は、その結果を土砂等による土地の埋立て等事前協議済書（様式第7号）により事業主に通知するものとする。

3 前項の通知の日から起算して6月以内に条例第7条第1項又は第10条第1項に規定する許可の申請がない場合は、当該事前協議は取下げられたものとみなす。

（許可の申請）

第6条 条例第7条第2項に規定する申請書は、土砂等による土地の埋立て等許可申請書（様式第8号）とする。

2 条例第7条第2項第11号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の施工を管理する者（以下「施工管理者」という。）の氏名及び電話番号
- (2) 申請者が条例第8条第5号シに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称並びに代表者及び役員の氏名）
- (3) 申請者が法人である場合にあっては、法人の役員の氏名
- (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があ

るときは、これらの者の氏名又は名称

(5) 申請者に次条第7項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

3 条例第7条第3項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図

(2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

(3) 申請者が条例第8条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

(4) 申請者が条例第8条第5号アからソまでに該当しない者であることを誓約する書面

(5) 申請者が条例第8条第5号シに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書）

(6) 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が条例第8条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第8条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（これ

らの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)

- (8) 申請者に次条第7項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が条例第8条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (9) 土地所有者一覧表
- (10) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (11) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
- (12) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- (13) 施工管理者であることを証する書面
- (14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画書(様式第5号)
- (15) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第6号)
- (16) 土砂等の発生から処分までのフローシート
- (17) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- (18) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (19) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (20) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
- (21) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図
- (22) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (23) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第9号)及び地質分析結果証明書(様式第10号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係

る計量士が発行したものに限る。以下同じ。) (当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)

(24) 埋立て等区域に係る表土の土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(25) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

(26) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項第23号に規定する土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所の土壌調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 試料とする土砂等の採取は、中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(2) 前号の規定により採取した土砂等は、混合し1試料とすること。

(3) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

5 第3項第24号に規定する埋立て等区域に係る表土の土壌調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土壌調査のための試料とする土砂等の採取は、中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌

について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(2) 前号の規定により採取した土砂等は、混合し1試料とすること。

(3) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

(許可の基準)

第7条 条例第8条第1号の規則で定める物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第8条第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等の水素イオン濃度指数が別表第1の2の中欄に掲げる基準値であることとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第8条第1号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

4 条例第8条第3号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

5 条例第8条第5号アの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

6 条例第8条第5号エの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1) 廃棄物処理法

(2) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)

(3) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

(4) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)

(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)

- (6) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (7) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (8) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (12) 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号）
- (13) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）

7 条例第8条第5号キ、ス及びセの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの（許可の決定）

第8条 市長は、条例第7条の規定による申請があつた場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、土砂等による土地の埋立て等許可（不許可）決定通知書（様式第11号）により当該許可を申請した者に通知するものとする。

（変更の許可申請等）

第9条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土砂等による土地の埋立て等変更許可申請書（様式第12号）に第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）
- (3) 土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所（請負人の変更を伴わない場合に限る。並びに法人にあつては、その代表者の氏名（代表者の変更を伴わない

い場合に限る。

3 条例第10条第3項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等変更届（様式第13条）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

（1）申請者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し

（2）法人の事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書

（3）施工管理者を変更する場合にあっては、施工管理者であることを証する書面

（4）法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は第7条第7項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第8条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書）

（変更許可の決定）

第10条 市長は、条例第10条の規定による申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、土砂等による土地の埋立て等変更許可（不許可）決定通知書（様式第14条）により当該変更の許可を申請した者に通知するものとする。

（着手の届出等）

第11条 許可を受けた者が条例第11条第1項第1号に該当することとなったときは、土砂等による土地の埋立て等着手届（様式第15号）により市長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が条例第11条第1項第2号に該当することとなったときは、土砂等による土地の埋立て等完了届（様式第16号）に完了した埋立て等区域の構造に関

する図面を添えて市長に届け出なければならない。

- 3 許可を受けた者が条例第11条第1項第3号に該当することとなったときは、土砂等による土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第17号）に次に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。

（1） 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面

（2） 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の飛散又は流出を防止するための必要な措置に関する図面

- 4 許可を受けた者が条例第11条第1項第4号に該当することとなったときは、土砂等による土地の埋立て等再開届（様式第18号）により市長に届け出なければならない。

（地位の承継の届出）

第12条 条例第12条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等地位承継届（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

（1） 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類

（2） 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）

（3） 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

（標識の掲示等）

第13条 条例第14条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第20号）により行わなければならない。

- 2 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 許可を受けた年月日及び許可の番号

（2） 土地の埋立て等の目的

（3） 土地の埋立て等を行う場所の所在地

（4） 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所の所在地、

その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(5) 土地の埋立て等を行う期間

(6) 埋立て等区域の面積

(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量

(8) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあっては、当該請負人の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(9) 施工管理者の氏名

(帳簿への記載)

第14条 条例第15条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第21号)により毎日行わなければならない。

2 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称

(2) 埋立て等区域の位置及び面積

(3) 記録者氏名

(4) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所ごとの申請量

(5) 搬入時刻

(6) 搬入車両登録番号

(7) 搬入業者の名称

(8) 搬入車両の運転者氏名

(9) 搬入土砂等の数量

(10) 土砂等の積み込み場所

(11) 搬入済量

(12) 施工作業の内容

(13) その他土地の埋立て等の施工に必要な事項

3 条例第15条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等状況報告書(様式第21号の2)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し

(2) 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

4 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 埋立て等区域の位置及び面積

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所ごとの申請量及びその合計量

(4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生の場所ごとの搬入済量及びその合計量

(5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生の場所ごとの搬入済量及びその合計量

(土壌調査等)

第15条 第6条第4項の規定は、条例第16条に規定する土壌調査について準用する。

2 前項の調査は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。

3 条例第16条の規定による報告は、土壌調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添えて行わなければならない。

(1) 土壌調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第1項の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(書類の備付け及び閲覧)

第16条 条例第17条の規定による書類の備置き及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第11条第2項若しくは第3項の届けを提出したとき又は条例第18条の取消し若しくは停止を命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第17条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 条例第7条第2項の規定による申請書の写し

(2) 条例第10条第1項の規定による変更許可申請書及び同条第3項の規定による変更届出書の写し

(3) 条例第11条第1項の規定による届出書の写し

- (4) 条例第15条の規定による帳簿
- (5) 条例第16条の規定による報告書の写し
- (6) 条例第21条第1項の規定による報告書の写し
(身分証明書の様式)

第17条 条例第21条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第22号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第18条 条例及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、正副各1部とする。
(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の高萩市企業誘致条例施行規則、高萩市法定外公共物管理条例施行規則、通信単位制高等学校(広域制)に係る学校教育法の施行に関する規則、高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則及び高萩市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成されている帳票で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成19年規則第21号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定による許可を受けている者若しくは許可の申請を行っている者であって、許可又は不許可の処分がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第7号の規定は、この規則の施行の日以後に行う土壌調査について適用し、同日前に行う土壌調査については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年高萩市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定による許可を受けている者が、許可に係る事項の変更をするときは、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行日前に、条例第7条第1項又は第10条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

附 則（令和5年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 6 条、第 7 条関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0102（以下「規格」という。） 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38. 1. 1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。）付表 1 に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。）付表 1 に掲げる方法又は規格 31. 1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65. 2（規格 65. 2. 7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65. 2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあって

		は、日本産業規格 K0170 - 7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリ	地下水の水質汚濁に係る環境基準

名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマ ー)	グラム以下	(平成9年環境庁告示第10号) 付 表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタ ン	検液1リットルにつき0.004ミリ グラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチ レン	検液1リットルにつき0.1ミリグ ラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又 は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチ レン	検液1リットルにつき0.04ミリ グラム以下	シス体にあつては日本産業規格K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める 方法、トランス体にあつては日本 産業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.1に定める方法
1,1,1—トリクロロ エタン	検液1リットルにつき1ミリグ ラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2—トリクロロ エタン	検液1リットルにつき0.006ミリ グラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレ ン	検液1リットルにつき0.03ミリ グラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチ レン	検液1リットルにつき0.01ミリ グラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロ ペン	検液1リットルにつき0.002ミリ グラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又 は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリ グラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5 に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリ グラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6 の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリ グラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6 の第1又は第2に掲げる方法

ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67. 2、67. 3 又は 67. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34. 1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K 0170－6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34. 1. 1 c）（注（2）第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグ	規格 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める

	ラム以下	方法
1,4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリ グラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第 1 の 2（第 7 条関係）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4 以上 9 未満	地盤工学会基準 J G S 0211—200*「土懸濁液の p H 試験方法」

別表第 2（第 7 条関係）

生活環境の保全に関する基準	
土地の埋立て等の施工管理体制	1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者を置くこと。 2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。

	3 埋立て等区域内に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の埋立て等区域への搬入は、原則として、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
騒音及び振動の防止対策	1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。
交通安全対策	1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、高萩市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。 5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131

	号)第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。 また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。 6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。
その他生活環境の保全対策	1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。